

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

私たちの住む地域には子どもや大人、高齢者、障がいのある人などさまざまな人が一緒に生活しています。誰もが住み慣れた地域ですべての人々と安心して暮らせる社会を築くためには、障がいのある人の生活においても、主体性をもって社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。

本市では、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、ともに活動できる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階において、もてる能力を最大限に発揮して、その人らしく生活することを目指す「リハビリテーション」の理念のもと、「誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

また「第4次三島市総合計画」に示す「健康・福祉を育むまちづくり」を推進するため、「障がいのある人を支える環境の充実」を目指し、「第3期三島市障害者計画・第3期三島市障害福祉計画」の基本理念を前期の計画から継承し“みんなでつくり みんなであゆむ福祉のまち みしま”とします。

【基本理念】

「みんなでつくり みんなであゆむ

福祉のまち みしま」

2 基本方針

(1) 生活支援システム(保健・医療・福祉サービスの充実)

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、個々の異なる多様なニーズを的確に把握し、障がいのある人のライフステージの全段階を通じた切れ目のない総合的な支援を行います。

(2) 社会参加システム(学・職・遊の環境整備)

地域における自立や社会参加しやすい社会の実現に向けて、雇用の促進や障害福祉サービス事業所への支援、公共職業安定所や事業者の協力、関係機関との連携などにより、就学、就業の促進を図るとともに、障がいのある人がスポーツ、レクリエーション、文化活動などをおして、積極的に社会とかがわる機会を増やしていきます。

(3) 福祉のまちづくりシステム(生活環境の整備)

市の各分野における施策推進の各段階において、共生社会の実現を図るという視点を持ちながら、さらに障がいのある人の視点に立った福祉のまちづくりを推進していきます。

そして、障がいのある人が安全かつ安心して利用できるように、公共施設やオープンスペースなどのバリアフリーを進めます。

また、防災・防犯体制の充実を図るなど、より快適な生活環境を実現し、人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に進めます。

(4) ハートづくりシステム(相互理解と交流促進)

すべての市民の人権を尊重する福祉社会を実現するために、障がいのある人はもとより、家族、ボランティアなどの多くの市民との協働で、地域福祉社会を形成していきます。

また、障がいのある人に対する市民の理解を得るために、啓発活動をさらに進め、理解を深めていきます。

(5) 計画推進システム(推進体制の整備)

障害者自立支援法の廃止や障害者総合福祉法(仮称)の制定に向けての国の動向や、障がいのある人などのニーズの変化、財政事情の動向など、社会環境の変化に応じて弾力的な運用に努めていきます。

3 施策の体系

		ページ		
1. 生活支援システム (保健・医療・福祉サービスの充実)	(1) 保健サービスの充実	①保健事業の充実	21	
		②健康づくりの推進	23	
	(2) 医療サービスの充実	①医療体制の充実	24	
	(3) 福祉サービスの充実	①在宅福祉サービスの充実	26	
		②相談支援体制の充実	27	
		③生活支援の推進	29	
		④施設サービスの充実	31	
	2. 社会参加システム (学・職・遊の環境整備)	(1) 療育・教育の充実	①療育・保育体制の充実	32
			②就学指導の充実	33
			③小・中学校における特別支援教育の充実	35
(2) 雇用・就労の促進		①就労支援体制の充実	37	
		②福祉的就労の推進	38	
		③就労の継続・安定の支援	39	
(3) 余暇活動の充実		①スポーツ・レクリエーション活動の充実	40	
		②文化活動の推進	41	
		③生涯学習活動の充実	42	

		ページ		
3. 福祉のまちづくりシステム (生活環境の整備)	(1) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①官公庁施設・公共的施設のバリアフリー化	43	
		②住宅施策の推進	45	
	(2) オープンスペースの整備	①歩行空間の整備	46	
		②公園・水辺空間の整備	48	
	(3) 移動・交通手段の整備	①移動・交通手段の整備	49	
	(4) 防災・防犯体制の充実	①防災体制の整備・意識の向上	50	
		②防犯体制の整備・意識の向上	52	
	4. ハートづくりシステム (相互理解と交流促進)	(1) 福祉教育の推進	①学校教育の推進	53
			②地域教育・家庭教育の推進	54
		(2) ボランティア活動の支援	①ボランティア活動の支援	55
		(3) 啓発活動の推進	①体験型啓発活動の推進	56
			②継続的な啓発活動の推進	57
(4) 相互交流の促進		①自立意識の向上	58	
		②団体や団体間交流への支援	59	

		ページ	
5. 計画推進システム (推進体制の整備)	(1) 組織・体制 の整備	①活動拠点の整備	60
		②市民参加体制の整備	61
	(2) 人材の養成 の整備	①専門職員等の養成・確保	62
		②教職員等の研修の充実	64
	(3) 情報提供体制 の整備	①情報提供体制の整備	65